変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条第１項の規定に基づき、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの製造及び販売業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。
（違反に対する措置） **第９条**　（略） ２　公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	（違反に対する措置） **第９条**　（略） ２　公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　公正取引協議会は、前条第３項又は本条第１項若しくは第２項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。
（規則の制定） **第11条**　（略） ２　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	（規則の制定） **第11条**　（略） ２　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

三　合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和四十九年公正取引委員会告示第三十一号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、もって合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業における公正な競争秩序を確保することを目的とする。
（違反に対する調査） **第６条**　（略） ２　（略） ３　組合は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、組合の理事会に諮って10万円以下の違約金を課することができる。	（違反に対する調査） **第６条**　（略） ２　（略） ３　組合は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、組合の理事会に諮って10万円以下の違約金を課することができる。
（違反に対する措置） **第７条**　組合は、第３条又は第４条の規定に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。 ２　組合は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、組合の理事会に諮って当該事業者に対し100万円以下の違約金を課し、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に必要な措置を講ずるように求めることができる。 ３　組合は、前条第３項又は前二項の規定による措置をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官及び国税庁に報告するものとする。	（違反に対する措置） **第７条**　組合は、第３条又は第４条の規定に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。 ２　組合は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、組合の理事会に諮って当該事業者に対し100万円以下の違約金を課し、又は必要があると認めるときは、公正取引委員会に必要な措置を講ずるように求めることができる。 ３　組合は、前条第３項又は本条第１項若しくは第２項の規定による措置をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって公正取引委員会及び国税庁に報告するものとする。
（施行規則の制定及び変更） **第９条**　（略） ２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、組合の理事会に諮って事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	（施行規則の制定） **第９条**　（略） ２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、組合の理事会に諮って事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

四　帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約（昭和五十一年公正取引委員会告示第十五号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。